

【発行】京都府商工団体連合会

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 78 京都経済センター409 TEL075-353-3551 info@kyoshoren.gr.jp

国、京都府、市町村の制度をすべて活用し、さらに制度拡充・創設で

## すべての業者の命と営業守ろう！

## 【国の給付金制度】

## ◆特別定額給付金

政府が2020年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている者に一律10万円を給付する制度です。

申請の手順は次のとおりです。

市町村から申請書が届きます⇒内容を確認（世帯全員の氏名が記載されています）⇒世帯主名義の口座を記入 世帯主の住所・氏名を記入、捺印⇒世帯主の本人確認書類、指定口座の確認書類（通帳のコピー）を添付します⇒返送します。

## ◆持続化給付金

昨年同月比で売上が50%以上減少している月がある事業者が対象となり、個人事業者で最高100万円、中小企業で最高200万円が給付されます。給付金の計算方法は（昨年総売上）×（50%以上減少した月の売上金×12か月）となっています。

【持続化給付金FAQの一部を紹介します】

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufukin.pdf>

●前年同月比▲50%月の対象期間はいつですか？

2020年1月～2020年12月の内、2019年同月比で売上が50%以上減少したひと月について事業者の方に選択いただきます。

●申請はいつから始まりますか？

補正予算の成立後1週間程度で申請受付を開始します。

●申請に必要な情報を教えてください。

住所や口座番号（通帳の写し）に加え以下をご用意ください。

個人事業主＝①本人確認書類、②2019年確定申告書の控え、③減収月の事業収入額を示した帳簿等。

●国の制度は政府の補正予算成立後実施予定。但し、10万円給付は市町村の判断で受付開始している自治体もあります。

## 【京都府の給付金制度】

## ◆休業要請対象事業者支援給付金

京都府の施設の使用制限(休業)等

の要請に協力した府内中小企業・団体20万円、個人事業主に10万円を給付する制度です。

●対象者は次の全ての要件を満たす者

- 1、京都府内に事業所を有する中小企業・団体及び個人事業主
- 2、緊急事態措置を実施する以前（令和2年4月17日以前に開業し、対象施設に関して必要な許認可を取得の上当該施設を運営している者
- 3、緊急事態措置の全ての期間（令和2年4月18日から5月6日）の内、遅くとも令和2年4月25日午前0時から5月6日まで連続して京都府の要請等に応じ休業等の対応を実施した者
- 4、(略)

●申請受付期間

令和2年5月7日～6月15日予定

●申請方法

詳細決定次第京都府HPで公表予定（以下の書類が必要となる場合があるのであらかじめご準備ください）

1、緊急事態措置以前から営業活動を行っていることが確認できる書類（写し）

(ア)営業活動を行っていることが分かる書類（写し）

・直近の確定申告書（税務署の受付印のあるもの）

・個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付印のあるもの）

・直近の月末締め帳簿など営業実態が分かる資料

・施設の外観（社名や店舗名入り）及び内観の写真、パンフレット等

(イ)業種に係る営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類（写し）

・(例)飲食店営業許可証、風俗営業許可証等

(ウ)本人確認書類（写し）

・(個人)運転免許証、パスポート、保険証等（いずれか一つ）

2、休業等の状況が確認できる書類（写し）

・(例)休業を告知するHP、店頭ポスター、チラシ、DM等

●問い合わせ先

京都府緊急事態措置コールセンター  
075-414-5907

平日9時から18時まで

●京都市以外の府下全市町村は京都府

の制度に上乗せして給付する制度を実施する予定です。詳しくは各市町村に問い合わせをお願いします。

## 【府・市の補助金制度】

## ◆京都府新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金

小企業、文化芸術団体等上限20万円、補助率2/3。

複数の企業グループでの共同で行う取組には加算措置。2～4社10万円、5～9社50万円、10社以上100万円

補助対象経費はコロナウイルスへの対応として行う設備投資や事業継続・売上向上につながる取組等に必要な経費。

## ◆京都府伝統産業しごと創造緊急支援事業

上限100万円、補助率9/10。対象はホテル、飲食店、旅行代理店、商店街組合等

補助対象経費は「京もの指定工芸品」の購入費です。

## ◆京都市中小企業等緊急支援補助金

上限30万円。補助率3/4（売上減少50%以上80%未満）。補助率4/5（売上減少80%以上）

補助対象経費は、コロナウイルスへの対応として行う消耗品・備品等の衛生用品購入、設備投資や事業継続・売上向上につながる取組に必要な経費。

(5月中旬受付開始予定)

【相談先】京都市産業観光局「中小企業等緊急支援補助金事務局」（京都市産業観光局地域企業イノベーション推進室）075-222-3329（別途コールセンター開設予定）

上記の制度以外にも、京都府は中小企業の資金繰り支援として新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少した事業者を対象に3年間実質無利子となる利子補給を実施します。

与謝野町は小規模事業者緊急貸付事業として1事業者50万円以内の運転資金を無利子で貸し付ける制度創設を予定しています。

新型コロナウイルスの影響から経営を守ろう！

税金・社会保険料の納付  
家賃・リース料、給与や買掛金の支払い  
緊急融資、借入金の返済猶予や借り換え

支援を断られても諦めないで！ 相談は民商へ